



平成 29 年 9 月 6 日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 高橋 仁

主任監察監督官 沼澤 由美

電話番号 048-600-6204

## 4分の1の事業場で違法な時間外労働 ～ 県内労基署の平成 28 年監督指導結果を公表します ～

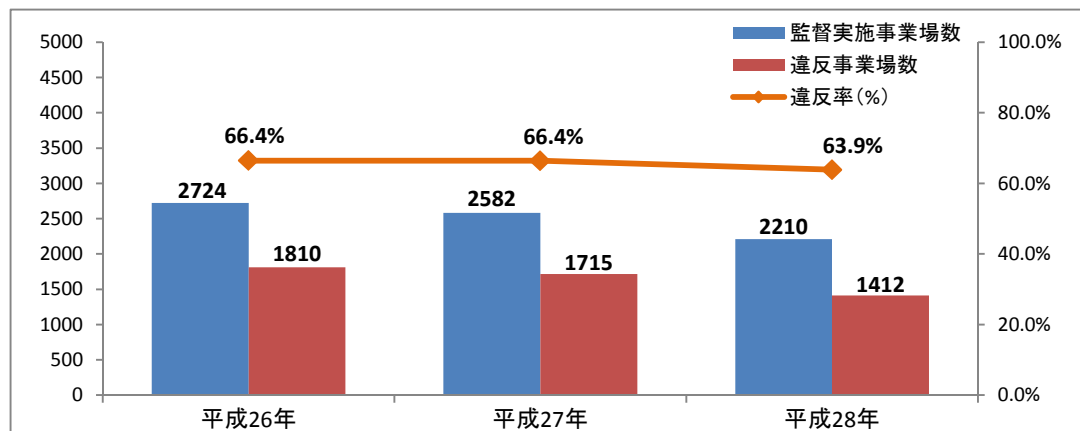
埼玉労働局（局長 荒木祥一）は、平成 28 年 1 月～12 月に県内の労働基準監督署が実施した立入調査（以下「監督指導」<sup>※</sup>）とします。）の結果を取りまとめました。監督指導を行った事業場の 63.9%で何らかの労働基準関係法令の違反、26.8%で労働時間の違反が認められました。

### 《概要》

#### 1 監督指導の状況

○監督指導実施事業場数 2,210 事業場

うち労働基準関係法令違反があった事業場 1,412 事業場（63.9%）



#### 2 違反の状況

○主な違反内容

- 労働時間 592 件（26.8%）
- 割増賃金 317 件（14.3%）
- 労働条件明示 262 件（11.9%）

○違反率の高い業種

- 保健衛生業 75.0%
- 運輸交通業 74.9%
- 清掃・と畜業 72.9%

#### 3 今後の対応

埼玉労働局では、今後も、違法な長時間労働が疑われるなど、労働基準関係法令違反が疑われる事業場への監督指導を実施し、法令違反の是正、長時間労働の解消などについて指導を徹底していきます。

※ 労働基準監督官が予告なく企業（事業場）に立ち入り、実地調査・指導を行うものです。

## 1 監督指導の実施状況

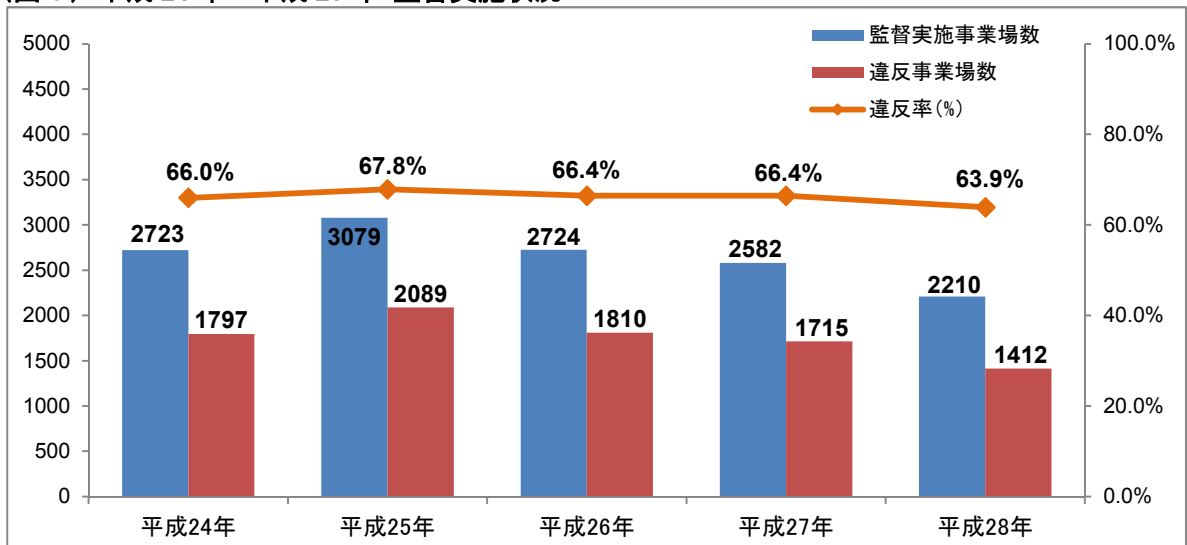
平成24年以降に埼玉県内の8労働基準監督署が実施した立入調査（監督指導）の実施事業場数、違反件数、違反率は図1のとおりです。

平成28年は2,210件のうち1,412件（63.9%）で労働基準関係法令違反を確認しました。これは、前年の違反率66.4%とほぼ同水準の結果です。

また、労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等行政処分<sup>(※)</sup>は53件であり、前年の72件から減少しました。

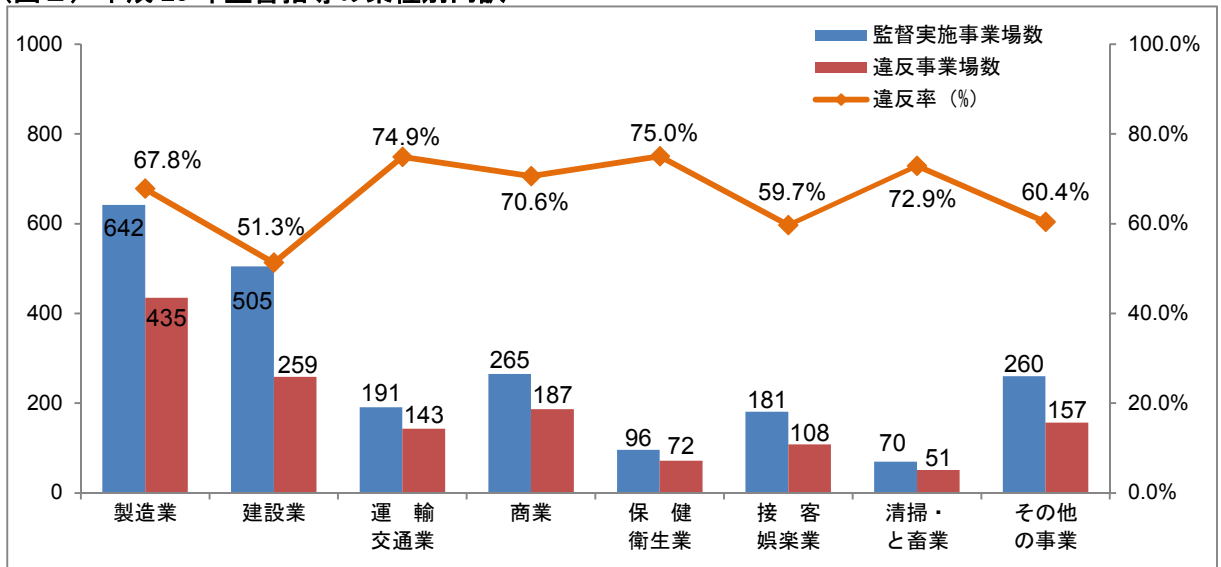
※ 労働災害発生の危険性が高い機械・設備、又は、足場に手すりやが設けられていないもの等について安全措置を講じるまでの間、機械等の使用又は作業を禁止する措置

（図1）平成24年～平成28年 監督実施状況



業種別では、保健衛生業（75.0%）、運輸交通業（74.9%）、清掃・と畜業（72.9%）で高い違反率となりました。（図2）

（図2）平成28年監督指導の業種別内訳



## 2 主な違反事項

平成 28 年の監督指導における主な違反事項は労働時間 592 件（26.8%）、割増賃金 317 件（14.3%）、労働条件の明示 262 件（11.9%）です。（表 1、表 2、図 3）

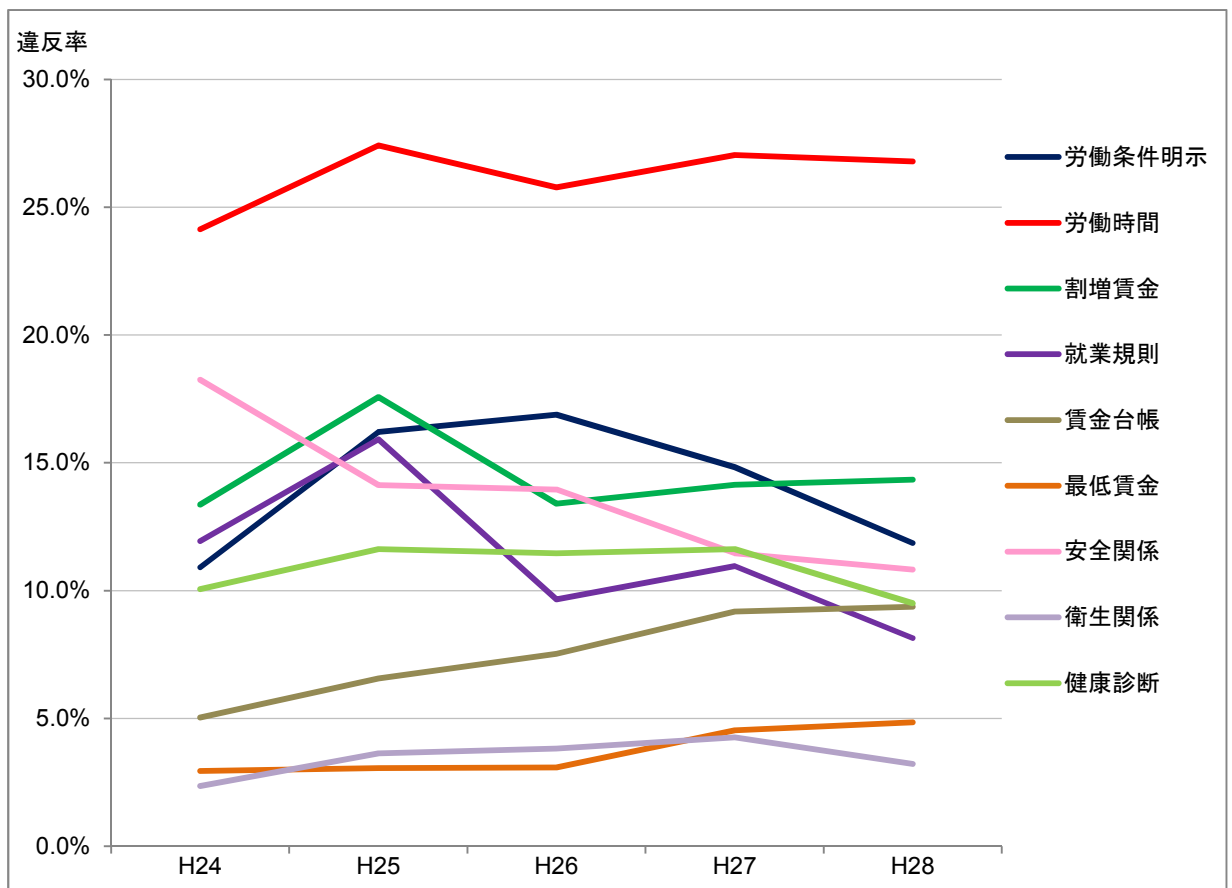
なお、全体の 4 分の 1 に労働時間の違反が認められ、前年と同様に高い水準で推移しています。

（表 1）主な違反事項別事業場数（違反率＝違反事業場数／監督指導実施事業場数）

	労働条件 明 示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金	安全関係	衛生関係	健康診断
H24	297 (10.9%)	657 (24.1%)	364 (13.4%)	325 (11.9%)	137 (5.0%)	80 (2.9%)	497 (18.3%)	64 (2.4%)	274 (10.1%)
H25	499 (16.2%)	844 (27.4%)	541 (17.6%)	490 (15.9%)	202 (6.6%)	94 (3.1%)	435 (14.1%)	112 (3.6%)	358 (11.6%)
H26	460 (16.9%)	702 (25.8%)	365 (13.4%)	263 (9.7%)	205 (7.5%)	84 (3.1%)	380 (14.0%)	104 (3.8%)	312 (11.5%)
H27	383 (14.8%)	698 (27.0%)	365 (14.1%)	283 (11.0%)	237 (9.2%)	117 (4.5%)	296 (11.5%)	110 (4.3%)	300 (11.6%)
H28	262 (11.9%)	592 (26.8%)	317 (14.3%)	180 (8.1%)	207 (9.4%)	107 (4.8%)	239 (10.8%)	71 (3.2%)	210 (9.5%)

※ 上段は違反のあった事業場数、下段カッコ内は違反率。

（図 3）主な違反事項別違反率の推移



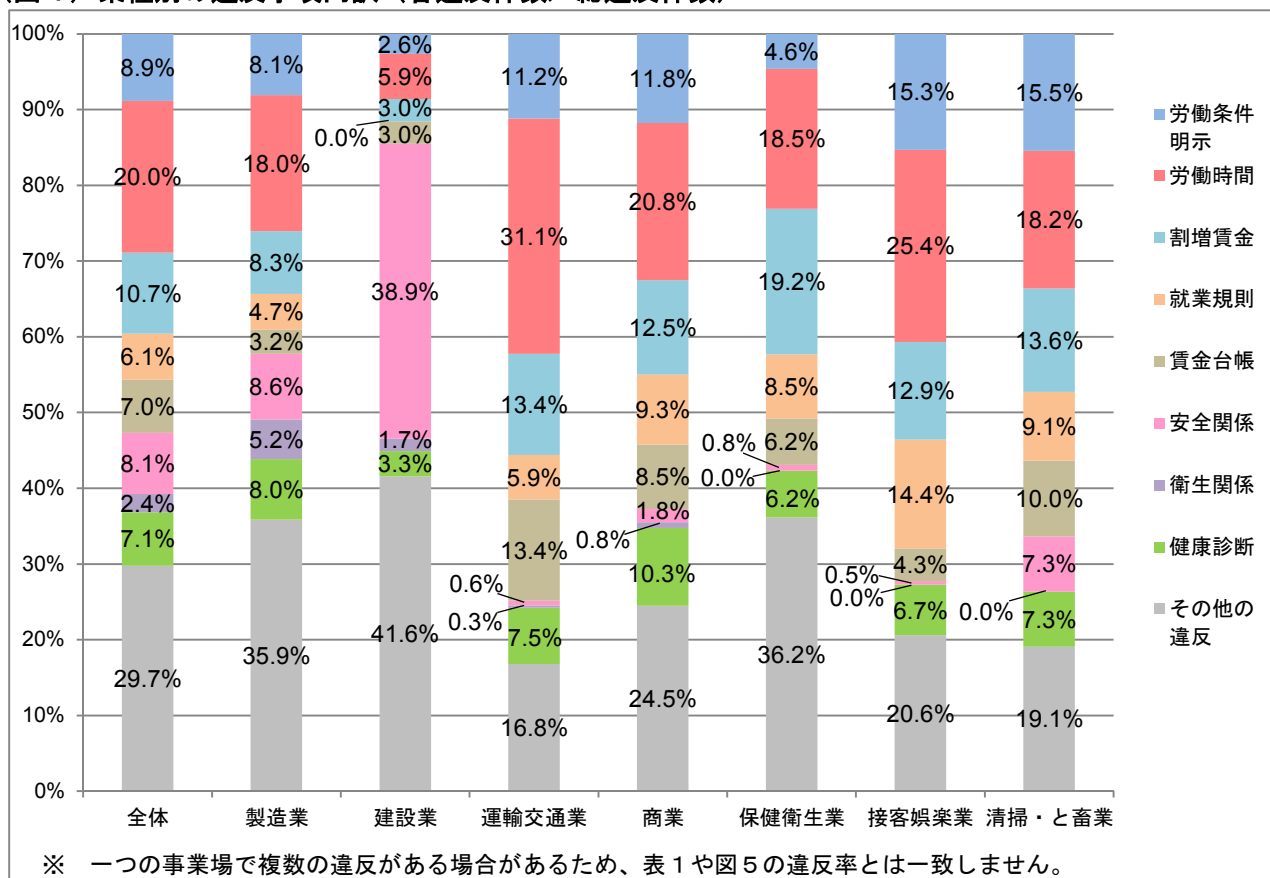
(表2) 主な違反事例

違反事項	事例
労働条件明示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労働契約の締結に際し、労働条件を書面の交付により明示せず、口頭説明しか行っていなかった。(小売業)</li><li>・ 労働条件の通知書面に休日や契約更新基準を明示していなかった。(製造業)</li></ul>
労働時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 繁忙期の無理な受注により事業場の半数を超える労働者に月 100 時間を超える時間外労働を行わせていた。(製造業)</li><li>・ 運行回数の調整等の運行管理が十分に行われておらず、ドライバーの時間外労働時間数が最大月 177 時間に及んでいた。(運輸交通業)</li></ul>
割増賃金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間外労働や深夜労働に対し、定額の手当を支払うのみで、法律で定める割増賃金額に満たなかった。(運輸交通業)</li><li>・ 割増賃金計算の基礎となる賃金に、皆勤手当を算入していなかった。(産業廃棄物処理業)</li><li>・ 割増賃金の 1 時間当たりの金額を、実際の所定労働時間より多い月 200 時間で計算しており、1 時間当たりの単価が低くなり、支払額に不足が生じていた。(製造業)</li></ul>
就業規則	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労働者が 10 人以上いるにもかかわらず、就業規則を労基署に届け出ていなかった。(保健衛生業)</li><li>・ 就業規則を変更したが、平成 15 年以降、就業規則変更の労基署への届出を行ってこなかった。(製造業)</li></ul>
賃金台帳	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数、休日労働時間数を把握しておらず、これらの時間数を賃金台帳に記入していなかった。(運輸交通業)</li></ul>
最低賃金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 採用後 1 か月間は時給額を下げていたため、最低賃金を下回っていた。(接客娯楽業)</li><li>・ 賃金を月給+歩合給としていたところ、歩合額が少なかった結果、最低賃金を下回っていた。(商業)</li></ul>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用していたプレス機械 15 台全てにおいて安全な囲いを設ける等の安全対策が取られていなかった。(製造業)</li><li>・ 工事現場において、エレベーターピットの開口部に手すりを設ける等の墜落防止対策を取っていなかった。(建設業)</li></ul>
衛生関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ トルエンなどの有機溶剤を含む塗料を刷毛で塗装する屋内作業場所において、局所排気装置を設ける等の対策を取らないまま作業を行っていた。(製造業)</li></ul>
健康診断	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 年以内ごとに 1 回の定期健康診断を行わず、また、有機溶剤作業を行う労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回の特殊健康診断を行っていなかった。(製造業)</li></ul>

### 3 業種別の違反事項内訳

業種別に違反事項の内訳をみると、運輸交通業、接客娯楽業、商業で労働時間の違反が、保健衛生業で割増賃金の違反が、建設業で安全関係の違反が多くなっています。（図4）

（図4）業種別の違反事項内訳（各違反件数／総違反件数）



### 4 労働時間の業種別違反状況

労働時間の違反率は、運輸交通業が52.4%と最も高く、次いで、製造業31.5%、商業31.3%の順となっています。（図5）

（図5）業種別の労働時間違反率（労働時間違反事業場数／監督指導実施事業場数）

